

臨時総代会決議ご通知

平成30年11月21日

会 員 各 位

浜 松 信 用 金 庫
理 事 長 御 室 健 一 郎

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成30年11月21日開催の当金庫臨時総代会におきまして、下記の通り議案が
決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

決議事項

第1号議案 定款第5条（会員たる資格）の一部変更の件
および 定款第5条 の一部変更に伴う
定款第10条（加入）
定款第12条（記載事項変更の届出）
定款第15条（除名） の一部変更の件

- ・「地区内に転居することが確実と見込まれる者」を会員たる資格を有するものとし、
転入前の会員加入を可能とする。

定款の新旧対照表（関係箇所のみ抜粋）

（新）	（旧）
（会員たる資格）	（会員たる資格）
第5条 次に掲げる者は、この金庫の 会員となることができる。 ～ 略 ～ (1) ～ (3) ～ 略 ～	第5条 次に掲げる者は、この金庫の 会員となることができる。 ～ 略 ～ (1) ～ (3) ～ 略 ～

(4) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員

(5) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者
(信用金庫法施行規則で定める
売買契約又は請負契約を締結した者に限る。)

(6) この金庫の役員

2 ～ 略 ～

(加入)

第10条 1 会員となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの金庫に差し出し、その承諾を得なければならない。

(1) ～ (4) ～ 略 ～

(5) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員は、その氏名及び住所又は居所並びに事業所の名称及び所在地

(6) この金庫の地区内に転居することが確実と見込まれる者
(信用金庫法施行規則で定める
売買契約又は請負契約を締結した者に限る。)は、その氏名
及び住所又は居所

(7) この金庫の役員は、その氏名及び住所又は居所

(8) ～ (9) ～ 略 ～

(記載事項変更の届出)

第12条 第10条第1項第2号から第7号まで及び～略～
届け出なければならない。
～略～

(4) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びこの金庫の役員

(新 設)

(新 設)

2 ～ 略 ～

(加入)

第10条 1 会員となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの金庫に差し出し、その承諾を得なければならない。

(1) ～ (4) ～ 略 ～

(5) この金庫の地区内に事業所を有する者の役員は、その氏名及び住所又は居所並びに事業所の名称及び所在地、この金庫の役員は、その氏名及び住所又は居所

(新 設)

(新 設)

(6) ～ (7) ～ 略 ～

(記載事項変更の届出)

第12条 第10条第1項第2号から第5号まで及び～略～
届け出なければならない。
～略～

(除名)

第15条

- 2 別表4第5項の事由により
～ 略 ～ その会員が住所等
(第10条第1項第2号から
第5号まで及び第7号に掲げる
～ 略 ～ 所在地をいう。
～ 略 ～

別表4

- 1～3 ～ 略 ～
- 4 定款第10条第1項第8号の表明・
確約に関して虚偽の申告をしたこと
が判明したとき。
- 5 ～ 略 ～

(除名)

第15条

- 2 別表4第5項の事由により
～ 略 ～ その会員が住所等
(第10条第1項第2号から
第5号までに掲げる
～ 略 ～ 所在地をいう。
～ 略 ～

別表4

- 1～3 ～ 略 ～
- 4 定款第10条第1項第6号の表明・
確約に関して虚偽の申告をしたこと
が判明したとき。
- 5 ～ 略 ～

以上